312(39)	7.0005	7.0382	7.0760	7.1141	7.1523	7.1907	7.2292	7.2680	7.3069	7.3460
313(40)	7.3853	7.4248	7.4644	7.5042	7.5443	7.5845	7.6248	7.6654	7.7062	7.7471
314(41)	7.7882	7.8296	7.8711	7.9128	7.9546	7.9967	8.0390	8.0815	8.1241	8.1670
315(42)	8.2100	8.2532	8.2967	8.3403	8.3841	8.4282	8.4724	8.5168	8.5615	8.6063
316(43)	8.6513	8.6965	8.7420	8.7876	8.8335	8.8795	8.9258	8.9723	9.0189	9.0658
317(44)	9.1129	9.1602	9.2077	9.2555	9.3034	9.3516	9.3999	9.4485	9.4973	9.5463
318(45)	9.5956	9.6450	9.6947	9.7446	9.7947	9.8450	9.8956	9.9464	9.9974	10.049
319(46)	10.100	10.152	10.204	10.256	10.308	10.361	10.414	10.467	10.520	10.573
320(47)	10.627	10.681	10.735	10.790	10.845	10.899	10.955	11.010	11.066	11.122
321(48)	11.178	11.234	11.291	11.348	11.405	11.462	11.520	11.578	11.636	11.694
322(49)	11.753	11.812	11.871	11.930	11.990	12.049	12.110	12.170	12.231	12.292
323(50)	12.353	12.414	12.476	12.538	12.600	12.663	12.725	12.788	12.852	12.915

別添四十四Ⅱの6・1・1・4・2・中「$HC_m=\frac{HC_c\times V\times dHC}{dist\times 10^6}$」を「$HC_m=\frac{HC_c\times V\times dHC}{dist\times 10^3}$」に改め、同別添Ⅱの6・1・1・4・3・中「$CO_m=\frac{CO_c\times V\times dCO}{dist\times 10^6}$」を「$CO_m=\frac{CO_c\times V\times dCO}{dist\times 10^3}$」に改め、同別添Ⅱの6・1・1・4・4・中「$NO_{xm}=\frac{NO_{xc}\times K_h\times V\times dNO_2}{dist\times 10^6}$」を「$NO_{xm}=\frac{NO_{xc}\times K_h\times V\times dNO_2}{dist\times 10^3}$」に改め、同別添Ⅱの6・1・1・4・5・中「$CO_{2m}=\frac{CO_{2c}\times V\times dCO_2}{dist\times 10^2}$」を「$CO_{2m}=\frac{CO_{2c}\times V\times dCO_2}{dist}\times 10$」に改める。

別添四十六1・の1・中「及び小型自動車」の下に「（車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）を除く。）」を加え、同別添1・の3・を同別添1・の4・とし、同別添1・の2・の次に次のように加える。

3.　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じた場合においてその旨を運転者に警報する装置（以下「ディーゼル重量車J－OBDⅡ」という。）については、Ⅳ．の基準を適用する。

別添四十六に次のように加える。

Ⅳ．ディーゼル重量車J－OBDⅡの技術基準

1.　定義

1.1.　「車載式故障診断装置」（以下「OBD」という。）とは、車両に搭載される装置であって、故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置内の記録装置に記録された情報によって故障発生時の運転状態を特定し、外部診断装置を介して車外に当該情報を通知する機能を有するものをいう。

1.2.　「警報装置」とは、車両に搭載される装置であって、当該車両の運転者その他の乗員に対し、OBDが異常を検知したことを知らせるものをいう。

1.3.　「異常」とは、OBDを含むエンジンシステムの故障又は劣化であって、当該エンジンシステムより排出される規制対象物質の増加又はOBDの機能低下を引き起こすおそれがあるものをいう。

1.4.　「異常表示装置」（以下「MI」という。）とは、警報装置の一部を構成する装置であって、異常が発生した際に明確にその旨を表示するものをいう。

1.5.　「連続式MI」とは、イグニッションキーをオンの位置にして、エンジンをオンにした時又は車両が動き始めた時のいずれか早い時に表示を開始し、イグニッションキーをオフの位置にしたときに表示を終了するMIをいう。

1.6.　「ショートMI」とは、イグニッションキーをオンの位置にしてエンジンをオンにした時又は車両が動き始めた時のいずれか早い時から表示を開始し、15秒が経過した時又はイグニッションキーをオフの位置にした時のいずれか早い時に表示を終了するMIをいう。

1.7.　「オンデマンドMI」とは、イグニッションキーをオンの位置にして、エンジンをオフにしている時に、運転者の要求に応じて、表示するMIをいう。

1.8.　「MIステータス」とは、MIの作動状態であり、連続式MI、ショートMI、オンデマンドMI又はオフのいずれかをいう。

1.9.　「故障コード」とは、異常を特定又は分類するための英数字の識別子をいう。

1.10.　「本故障コード」とは、OBDが故障を確定する時に保存される故障コードをいう。

1.11.　「仮故障コード」とは、現在又は直近の完了した作動シーケンス中に故障が発生したおそれがあることをOBDの監視が検知したことにより、OBDによって記録される故障コードをいう。

1.12.　「確定前仮故障コード」とは、監視が異常のおそれを検知したためにOBDにより記録される故障コードであって、引き続き異常の確認のため評価を必要とするものをいう。

1.13.　「過去故障コード」とは、故障コードの原因である故障が現在生じていないことをOBDが判断した後、引き続き記録されている過去に本故障コードであった故障コードをいう。

1.14.　「部品監視」とは、入力側の部品について、断線又は短絡並びに非合理な入力信号がないかを監視することをいい、また、出力側の部品について、断線又は短絡並びに非合理な作動状態がないかを監視することをいう。

1.15.　「排出ガス閾値監視」とは、OBDに設定する閾値（以下「OBD閾値」という。）の超過につながる故障の監視をいい、次の(a)又は(b)により構成される。

(a)　排出ガスセンサを介した直接の排出ガス測定又は直接測定を行った排出ガスと試験モードでの排出ガスとを相関させたモデル

(b)　コンピュータ入出力情報と試験モードでの排出ガスとの相関による排出ガス増加の指標

1.16.　「性能監視」とは、排出ガス発散防止装置が適切な範囲内で動作していることを確認するための監視をいう。

1.17.　「完全機能故障監視」とは、排出ガス発散防止装置の機能を完全に喪失させる故障の監視をいう。

1.18.　「エンジンシステム」とは、エンジンダイナモメータで排出ガスを試験する際に、エンジン及び次に掲げるものにより構成されるシステムをいう。

(a)　エンジンの電子制御装置

(b)　排出ガス後処理システム

(c)　エンジンの排出ガス関連構成部品及びエンジンの電子制御装置との間で情報を交換する排気システム

(d)　交換される情報が排出ガス制御に影響を与える場合にあっては、エンジンの電子制御装置と他のパワートレイン又は車両電子制御装置との間の通信インターフェース

1.19.　「排出ガスストラテジー」とは、エンジンシステム又は制御システムによって排出ガスを制御する仕組みをいう。